

ハレルワ規約

(名称)

第1条 本団体は、ハレルワと称する。

(事務所)

第2条 本団体の事務所は、群馬県前橋市千代田町4-18-4とする。
ただし、主たる活動場所は群馬県とする。

(目的)

第3条 本団体は、セクシュアルマイノリティの地位向上と生活支援と当事者や家族の心のケアを通し、セクシュアルマイノリティが生きやすい社会を創造することに貢献することを目的とする。

(会員)

第4条 この団体の会員は次の2種類とする。
(1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した会員。
(2) 賛助会員 この団体の活動を賛助するために入会した会員。

(会員の入会)

第5条 本団体への入会は、本団体の目的に賛同する者が入会できるとする。

(会員の退会)

第6条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

第7条 会員が本団体の風紀を乱し、勧告の後、改善されない場合には総会の過半数の総意で会員を退会させることができる。
また、このとき、会費は月割り計算として、返還する。

(役員の種類)

第8条 本団体に次の役員を置く。
(1) 代表 1名
(2) 副代表 2名
(3) 会計 1名
(4) 監事 1名

(選出の方法)

第9条 本団体役員については、会員の互選により選出する。

(職務分掌)

第10条 本団体役員の職務は次の通りとする。
(1) 代表 団体を代表し、団体を総括する。
(2) 副代表 代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
(3) 会計 団体の、事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
(4) 監事 団体の会計監査を行う。

(任期)

第11条 本団体の役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第12条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(総会)

第13条 総会は年に1度、会計年度初期に行われる。ただし、緊急を要するときは、これに限らない。

(財政)

第14条 本団体の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

(会費)

第15条 本団体の会費は、年会費3000円とし、会員の賛同を以て変更できるとする。

(監査と報告)

第16条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。

(付則)

この規約は、平成27年 6月14日から実施する。

平成27年 7月15日改定。

平成27年12月22日改定。

平成28年 3月13日改定。

平成30年 4月 1日改定。

令和 元年 7月 1日改定。